

改正	昭和四五年	七月一七日	規則第六九号	昭和四六年	六月二八日	規則第四九号
	昭和四八年	十一月一日	規則第七一号	昭和四九年	三月一三日	規則第一四号
	昭和五〇年	一月二四日	規則第三号	昭和五〇年	三月三十一日	規則第一八号
	昭和五二年	七月四日	規則第六〇号	昭和五二年	一〇月二八日	規則第八〇号
	昭和五三年	五月二六日	規則第五六号	昭和五三年	七月五日	規則第七一号
	昭和五四年	八月一〇日	規則第六二号	昭和五四年	一〇月一日	規則第六六号
	昭和五五年	五月一六日	規則第三四号	昭和五六年	六月一九日	規則第五八号
	昭和五九年	三月二日	規則第六号	昭和六〇年	八月一六日	規則第五八号
	昭和六一年	三月二八日	規則第二五号	昭和六一年	五月三〇日	規則第四九号
	昭和六二年	三月二〇日	規則第一六号	昭和六二年	五月一日	規則第五八号
	昭和六二年	七月三十一日	規則第七一号	昭和六三年	十一月二八日	規則第七六号
	平成元年	三月一日	規則第四号	平成元年	十一月一〇日	規則第八一号
	平成二年	六月一八日	規則第四八号	平成二年	十一月二日	規則第六八号
	平成三年	二月二〇日	規則第三号	平成三年	七月一九日	規則第五五号
	平成三年	一月二八日	規則第九五号	平成四年	一月二〇日	規則第二号
	平成四年	三月二七日	規則第三四号	平成四年	四月三日	規則第五一号
	平成四年	六月二四日	規則第五九号	平成四年	一月二八日	規則第九七号
	平成五年	七月三〇日	規則第七〇号	平成六年	二月一八日	規則第七号
	平成六年	一月一六日	規則第一〇一号	平成七年	九月一日	規則第六六号
	平成八年	三月二九日	規則第一五号	平成一二年	三月三十一日	規則第五六号
	平成一四年	二月一日	規則第四号	平成一四年	三月二九日	規則第四三号
	平成一四年	九月一三日	規則第七一号	平成一五年	三月二五日	規則第二五号
	平成一五年	八月一九日	規則第八五号	平成一七年	三月二二日	規則第二八号
	平成一七年	七月五日	規則第六六号	平成一七年	九月三〇日	規則第一〇四号
	平成一八年	三月一七日	規則第七号	平成一八年	三月三十一日	規則第四八号
	平成一八年	八月二五日	規則第七七号	平成二〇年	一月二八日	規則第七三号
	平成二一年	一月二五日	規則第五八号	平成二二年	一月二九日	規則第四号
	平成二二年	三月一九日	規則第一三号	平成二三年	三月二九日	規則第一六号
	平成二三年	一月二七日	規則第四六号	平成二七年	三月三十一日	規則第二八号
	平成二九年	三月三十一日	規則第二一号			

愛知県漁業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

愛知県漁業近代化資金利子補給規則

題名改正〔昭和四六年規則四九号・平成一二年五六号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業者等に対し融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた漁業近代化資金に係る利子補給に関する事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成一二年五六号〕

(定義)

第二条 この規則において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人
- 二 漁業生産組合
- 三 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの

- 四 水産加工業を営む個人
  - 五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの
  - 六 漁業協同組合
  - 七 漁業協同組合連合会
  - 八 水産加工業協同組合
  - 九 第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、次に掲げるもの
    - イ 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、前各号に掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
    - ロ 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、前各号に掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）
    - ハ 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が三百人以下であるものに限る。）であつて、第一号又は第三号から第五号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの
- 2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合
  - 二 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
  - 三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合
  - 四 農林中央金庫
    - 一部改正〔昭和四六年規則四九号・五〇年三号・平成七年六六号・一二年五六号・一四年四号・七一号・一五年二五号・一八年七七号・二〇年七三号〕
- （利子補給を行う貸付資金）
- 第三条 漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、次条に規定する要件に適合する漁業近代化資金について、この規則及び融資機関との契約で定めるところにより、予算の範囲内で利子補給を行う。
- 一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成一二年五六号〕
- （漁業近代化資金）
- 第四条 漁業近代化資金の種類、償還期限、据置期間及び償還方法は、別表に掲げるとおりとし、その利率は知事が別に定める。ただし、同表の第一号から第五号まで又は第七号に掲げる資金の二以上の種類のもの（その利率が同率であるものに限る。）を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同表に定める償還期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とし、同表に定める据置期間は、その貸付資金の種類のうち同表の据置期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。
- 2 漁業近代化資金の一漁業者等に係る貸付資金の合計額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額（当該資金の貸付けにより当該合計額が当該各号に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額）の範囲内の額とする。
- 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者のうち、総トン数が二十トン以上百三十トン未満の漁船を使用して漁業を営む者（養殖業を営む者を除く。）で農林水産大臣の定めるものに貸

し付ける場合 三億六千万円

- 二 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる者のうち、養殖業を営む者で農林水産大臣の定めるものに貸し付ける場合 三億六千万円
- 三 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者のうち、漁業（総トン数が二十トン未満の漁船を使用するものに限る。）、養殖業又は水産加工業のいずれか二以上を併せ営む者で農林水産大臣の定めるものに貸し付ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 三億六千万円
- 四 第二条第一項第一号に掲げる者のうち総トン数が二十トン未満の漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営む者で農林水産大臣の定めるもの、同項第二号及び第三号に掲げる者のうち総トン数が二十トン未満の漁船を使用して、又は使用しないで漁業を営む者並びに同項第四号及び第五号に掲げる者に貸し付ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 九千万円
- 五 第二条第一項第一号に掲げる者のうち、第一号、第三号及び前号に掲げる者以外の者に貸し付ける場合 千八百万円
- 六 第二条第一項第六号から第八号までに掲げる者に貸し付ける場合 十二億円
- 七 第二条第一項第九号に掲げる者のうち、法人でない団体に漁業又は水産加工業を営むものに貸し付ける場合 次に掲げる団体の区分に応じそれぞれ次に定める金額
  - イ 総トン数が二十トン以上百三十トン未満の漁船を使用して漁業を営む団体（養殖業を営む団体を除く。）であつて、農林水産大臣の定めるもの 三億六千万円
  - ロ 養殖業を営む団体であつて、農林水産大臣の定めるもの 三億六千万円
  - ハ 漁業（総トン数が二十トン未満の漁船を使用するものに限る。）及び水産加工業を併せ営む団体であつて、農林水産大臣の定めるもの 三億六千万円
  - ニ イからハまでに掲げる団体以外の団体 九千万円
- 八 第二条第一項第九号に掲げる者（前号に規定するものを除く。）に貸し付ける場合 十二億円  
一部改正〔昭和四六年規則四九号・七一号・五〇年三号・五三年七一号・六〇年五八号・平成五年七〇号・六年一〇一号・七年六六号・一二年五六号〕

（利子補給率）

第五条 漁業近代化資金の利子補給率は知事が別に定める。

全部改正〔平成六年規則一〇一号〕、一部改正〔平成一二年規則五六号〕

（利子補給の承認の申請）

第六条 融資機関は、漁業者等に対して貸し付ける漁業近代化資金について、利子補給を受けようとするときは、漁業近代化資金利子補給承認申請書（様式第一）に当該資金の借入申込書の写し及び当該資金の貸付けについての意見書を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成一二年五六号〕

（利子補給の承認）

第七条 知事は、前条の規定による漁業近代化資金利子補給承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該漁業近代化資金についての利子補給を承認し、その旨を当該融資機関に通知する。

2 知事は、前項の規定により利子補給を承認するに当たっては、必要な条件を付けることができる。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成六年一〇一号・一二年五六号〕

（漁業近代化資金の貸付け及び償還の報告）

第八条 融資機関は、前条第一項の規定による利子補給の承認を受ける漁業近代化資金（以下「知事が承認した貸付資金」という。）を当該漁業者等に貸し付けたとき、及び当該漁業者等から当該貸付資金の償還があつたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成六年一〇一号・一二年五六号〕

（償還期限等の変更）

第九条 融資機関は、災害その他特別の理由により、知事が承認した貸付資金について、漁業者等の申し出をやむをえないものと認めて償還期限、据置期間又は償還方法を変更しようとするときは、漁業近代化資金融資条件変更承認申請書（様式第二）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により償還期限等の変更を承認するに当たっては、必要な条件を付けることができる。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成六年一〇一号・一二年五六号〕

(利子補給金の交付の請求)

第十条 融資機関は、知事が承認した貸付資金について、利子補給金の交付を受けようとするときは、一月一日から六月三十日まで（以下「上期」という。）のものについては七月二十日までに、七月一日から十二月三十一日まで（以下「下期」という。）のものについては翌年の一月二十日までに、漁業近代化資金利子補給金交付請求書（様式第三）に利子補給金計算書（様式第四）を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成一二年五六号〕

(利子補給金の額の計算方法)

第十一条 利子補給金の額は、上期及び下期のそれぞれの期間における漁業近代化資金につき、別表に掲げる漁業近代化資金の種類ごとに、その期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額を三百六十五日で除して得た額に第五条の規定により知事が別に定めるそれぞれの利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の利子補給金の額の計算の基礎となる毎日の貸付最高残高には、知事が承認した貸付資金の償還期限（第九条の規定により償還期限の変更の承認を受けたときは、その変更の承認を受けた償還期限）を経過した未償還額を含まないものとする。

一部改正〔昭和四五年規則六九号・四六年四九号・平成六年一〇一号・一二年五六号〕

(利子補給の承認の取消し等)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、漁業近代化資金の利子補給の承認を取り消し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 漁業近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が、当該貸付資金をその目的以外の目的に使用したとき。
- 二 融資機関が、漁業近代化資金利子補給承認申請書に偽りの記載をして、当該資金について利子補給の承認を受けたとき。
- 三 融資機関が、第七条第一項の規定による利子補給の承認を受けた日から一月以内に当該漁業近代化資金を漁業者等に貸し付けず、又はその承認を受けた漁業近代化資金の貸付要件に違反して漁業者等に貸し付けたとき。
- 四 融資機関が、第九条第一項の規定に違反して漁業近代化資金の償還期限、据置期間又は償還方法を変更したとき。

一部改正〔昭和四六年規則四九号・平成六年一〇一号・一二年五六号〕

(加算金及び延滞金)

第十三条 融資機関は、前条の規定による利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、融資機関の納付した金額が返還を命ぜられた利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた利子補給金の額に充てられたものとする。
- 3 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 加算金又は延滞金の計算の基礎となる未納付額が千円未満であるときは、第一項及び前項の規定を適用せず、その未納付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。
- 5 前各項の規定による加算金若しくは延滞金が百円未満であるとき、又は加算金若しくは延滞金に百円未満の端数があるときは、その加算金若しくは延滞金又はその端数金額は、徴収しない。

全部改正〔昭和五五年規則三四号〕

(融資機関の義務)

第十四条 融資機関は、知事が承認した貸付資金を貸し付けた漁業者等の当該貸付資金に係る事業の実施状況を常には握し、その事業が完了したときは、当該漁業者等に対して事業完了報告書の提出

を求めなければならない。

(報告の徴収及び調査)

第十五条 知事は、知事が承認した貸付資金について必要があるときは、融資機関に対して報告を求め、その職員に当該貸付資金に関する融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査する職員は、その身分を示す証明書(様式第五)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(書類の経由)

第十六条 この規則に基づいて知事に提出する書類は、漁業者等の住所地が次の表の上欄に掲げる区域内にあるときは、それぞれ同表下欄に定める農林水産事務所の長を経由しなければならない。

一宮市 瀬戸市 春日井市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 清須市 北名古屋市長 久手市 愛知郡 西春日井郡 丹羽郡	愛知県尾張農林水産事務所
津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	愛知県海部農林水産事務所
半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	愛知県知多農林水産事務所
岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 額田郡	愛知県西三河農林水産事務所
豊田市 みよし市	愛知県豊田加茂農林水産事務所
新城市 北設楽郡	愛知県新城設楽農林水産事務所
豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市	愛知県東三河農林水産事務所

一部改正〔平成一二年規則五六号・一四年四三号・一五年八五号・一七年二八号・六六号・一〇四号・一八年七号・四八号・二一年五八号・二二年四号・一三号・二三年一六号・四六号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和四十五年七月十七日規則第六十九号抄)

改正 昭和四六年 六月二八日規則第四九号

(利率等の表示の年利建て移行に関する条例第九条の規定の適用を受ける延滞金等の指定)

第十六条 次に掲げるものは、利率等の表示の年利建て移行に関する条例(昭和四十五年愛知県条例第三十八号)第九条に規定する規則で指定するものとする。

- 一 愛知県民生安定資金貸付規程第五条第七項に規定する支払延滞金
- 二 消費生活協同組合設備資金貸付規則第十一条第一項に規定する違約金
- 三 愛知県婦人更生資金の貸付に関する規則第十三条に規定する違約金
- 四 愛知県農業近代化資金等利子補給規則第十四条第一項に規定する延滞金
- 五 愛知県日雇労働者雇用奨励金支給規則第十二条に規定する延滞利息
- 六 愛知県財務規則第三百十条に規定する違約金及び同規則第三百六条第一項に規定する利息
- 七 愛知県中小企業高度化資金貸付規則第十五条第一項及び第二項に規定する違約金
- 八 愛知県中小企業設備近代化資金貸付規則第十九条第一項及び第二項に規定する違約金
- 九 愛知県河川管理規則第八条第二項に規定する延滞金
- 十 愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第十三条第一項に規定する延滞金

附 則 (昭和四十五年七月十七日規則第六十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月二十八日規則第四十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 利率等の表示の年利建て移行に関する規則（昭和四十五年愛知県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十号中「愛知県漁業近代化資金利子補給規則」を「愛知県漁業近代化資金等利子補給規則」に改める。

附 則（昭和四十八年十一月十二日規則第七十一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により、利子補給の承認をした資金の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年三月十三日規則第十四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認をした資金の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年一月二十四日規則第三号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により、利子補給の承認をした資金の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年三月三十一日規則第十八号）

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 第一条から第十条までの規定による改正後の各規則の規定（中略）は、昭和五十年三月三十一日以後に到来するこれらの規則の規定に基づく納期限その他の支払期限に係る延滞金、延滞利息又は違約金について適用し、同日前に到来した当該納期限その他の支払期限に係る延滞金、延滞利息又は違約金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年七月四日規則第六十号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金等の利率及び利子補給率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年十月二十八日規則第八十号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金等の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年五月二十六日規則第五十六号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金等の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年七月五日規則第七十一号）

この規則は、昭和五十三年七月五日から施行する。

附 則（昭和五十四年八月十日規則第六十二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認を受けた漁業近代化資金等の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年十月一日規則第六十六号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認を受けた漁業近代化資金等の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年五月十六日規則第三十四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の

承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年六月十九日規則第五十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条の規定により利子補給の承認を受けた漁業近代化資金等の利率については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年三月二日規則第六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年八月十六日規則第五十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十一年三月二十八日規則第二十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十一年五月三十日規則第四十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月二十日規則第十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年五月一日規則第五十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年七月三十一日規則第七十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年十一月二十八日規則第七十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月一日規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等について

ては、なお従前の例による。

附 則（平成元年十一月十日規則第八十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月十八日規則第四十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成二年十一月二日規則第六十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成三年二月二十日規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成三年七月十九日規則第五十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成三年十二月十八日規則第九十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成四年一月二十日規則第二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月二十七日規則第三十四号）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月三日規則第五十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成四年六月二十四日規則第五十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、



なお従前の例による。

附 則（平成四年十二月二十八日規則第九十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成五年七月三十日規則第七十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年二月十八日規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成六年十二月十六日規則第一百号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金等から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

附 則（平成七年九月一日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第十五号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第五十六号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の愛知県漁業近代化資金等利子補給規則第七条第一項の規定により利子補給の承認をした水産業一般資金については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年二月一日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第四十三号抄）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年九月十三日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十五日規則第二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年八月十九日規則第八十五号）

この規則は、平成十五年八月二十日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第二十八号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月五日規則第六十六号抄）

- 1 この規則は、平成十七年七月七日から施行する。

附 則（平成十七年九月三十日規則第四百号抄）

- 1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月十七日規則第七号抄）

- 1 この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十八号抄）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
 附 則（平成十八年八月二十五日規則第七十七号）  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 附 則（平成二十年十一月二十八日規則第七十三号）  
 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。  
 附 則（平成二十一年十二月二十五日規則第五十八号）  
 この規則は、平成二十二年一月四日から施行する。  
 附 則（平成二十二年一月二十九日規則第四号）  
 この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。  
 附 則（平成二十二年三月十九日規則第十三号抄）
- 1 この規則は、平成二十二年三月二十二日から施行する。  
 附 則（平成二十三年三月二十九日規則第十六号抄）
- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
 附 則（平成二十三年十二月二十七日規則第四十六号）  
 この規則は、平成二十四年一月四日から施行する。  
 附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十八号）
- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第四の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県漁業近代化資金利子補給規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、なお従前の例による。

別表（第四条、第十一条関係）

漁業近代化資金の種類	償還期限	据置期間	償還方法
一 総トン数が百三十トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき百三十トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が百三十トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	二十年（漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分のみに係るもの（以下「船体以外の改造資金」という。）にあつては十年、木製の漁船に係るもの（船体以外の改造資金を除く。）にあつては九年）以内	三年以内	毎年元本割賦償還
二 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第四号に掲げるものを除く。）	十五年（第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、第四条第二項第七号に規定する者を除く。以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けるものにあつては、二十年）以内	三年以内	毎年元本割賦償還
三 漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖	七年（漁業協同組合等に貸し付けるも	二年以内	毎年元本割賦償還

用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	の	にあつては、十年以内		
四 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金		五年以内	二年以内	毎年元本割賦償還
五 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常一年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）		五年以内	二年（農林水産大臣が指定するものにあつては、三年）以内	毎年元本割賦償還
六 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸し付けるものに限る。）		五年以上二十年以内で農林水産大臣が指定する期間	三年以内	毎年元本割賦償還
七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金		五年以上十五年以内で農林水産大臣が指定する期間	二年又は三年のいずれかの期間で農林水産大臣が指定する期間	毎年元本割賦償還

全部改正〔平成六年規則一〇一号〕、一部改正〔平成七年規則六六号・一二年五六号・二七年二八号〕

様式第1

（第6条関係）

一部改正〔昭和45年規則69号・46年49号・平成5年70号・12年56号〕

様式第2

（第9条関係）

一部改正〔昭和46年規則49号・平成5年70号・12年56号〕

様式第3

（第10条関係）

一部改正〔昭和46年規則49号・平成5年70号・12年56号〕

様式第4

（第10条関係）

一部改正〔昭和45年規則69号・46年49号・平成5年70号・12年56号・27年28号〕

様式第5

（第15条関係）

一部改正〔昭和46年規則49号・平成5年70号・12年56号〕

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十一号）

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 改正後の愛知県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に利子補給の承認をした漁業近代化資金から適用し、同日前に利子補給の承認をした漁業近代化資金については、なお従前の例による。